

貸渡約款（契約条項）

第1章 総 則

第1条 (約款の適用)

当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。尚、この約款に定めのない事項については、第34条の細則、法令又は一般の慣習によるものとします。当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2章 予 約

第2条 (予約の申込み)

借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等と同意のうえ、別に定める方法により、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。なお、当社は、電話通達並びに電子メールによる予約に応じますが、予約内容と実際に相違があった場合でも当社は責任を負わないものとします。当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとします。

第3条 (予約の変更)

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条 (予約の取消等)

借受人は、別に定める方法により予約を取り消すことができます。借受人が、借受人の都合により予約した借受開始時刻を1時間以上超過してレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。

前2項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。当社の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

第5条 (代替レンタカー)

当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないうときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）の貸渡しを申し入れることができるものとします。借受人が前項の申し入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件でレンタカー提供先の代替レンタカーを貸し渡すものとします。なお、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金をするものとし、予約された車種クラスの貸渡料金がより低くなるときは、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとします。

借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申し入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

前項の場合、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰する事由によるときは、第4条第4項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。第3項の場合、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰さない事由によるときは、第4条第5項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

第6条 (免責)

当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについて、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第3章 貸 渡 し

第7条 (貸渡契約の締結)

借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーが貸受人又は借受人若しくは運転者が第8条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第10条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。

運転者は、貸渡契約の締結にあたり、約款及び細則で運転者の義務と定められた事項を遵守するものとします。

当社は、監督官庁の基本通達（注1）に基づき、貸渡簿（貸渡原票）及び第13条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証（注2）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下「運転者」といいます。）の運転免許証の提示を求めほか、その写しの提出を求めることがあります。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、借受人と運転者が異なるときはその運転者の運転免許証を提示するものとします。注1）監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号　平成7年6月13日）の2.(10)及び(11)のことをいいます。注2）運転免許証とは、道路交通法第92条に規定される運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。

当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提示を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することができます。借受人は契約後の借受期間の延長はできないものとします。

当社は、借受人又は運転者が前3項に従わない場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消すことができるものとします。なお、この場合の予約申込金等の扱いについては、第4条第5項を適用するものとします。

第8条 (貸渡契約の締結の拒絶)

借受人（運転者）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。

- 貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき、又は運転免許証の提示をせず、もしくは当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。
- 酒気を帯びていると認められるとき。
- 麻薬、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- チャイルドシートがないにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させるとき。
- 指定暴力団若しくは指定暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
- 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して暴力的行為を行ない、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辭を用いたとき。
- 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。
- 借受人（運転者）が次の各号のいずれかに該当するとき、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
 - 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者と異なるとき。
 - 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。
 - 過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる行為があったとき。
 - 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含む。）において、第16条又は第21条第1項に掲げる行為があったとき。
 - 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
 - 別に明示する条件を満たしていないとき。
 - その他、当社が適当であると認めたとき。
- 前2項の場合において当該事件との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人は、当社所定の予約取消手数料を直ちに当社に支払うものとします。なお、当社は、借受人から予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第9条 (貸渡契約の成立等)

貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

第10条 (貸渡料金)

貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。

（基本料金、オプション料金、燃料代、免責補償料、特別装備料、引取駐車料、その他の料金）

第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金を比較して低い貸渡料金によるものとします。貸渡料金については細則で定めるものとします。

基本料金は、レンタカーの貸渡時において、地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金によるものとします。

第11条 (借受条件の変更)

借受人は、貸渡契約の締結後、第7条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第12条 (点検整備及び確認)

当社は、道路運送車両法第48条（定期点検整備）に定める点検を、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。当社は、道路運送車両法第47条第2（日常点検整備）に定める点検を、必要な整備を実施するものとします。借受人（運転者）は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

チャイルドシートは、借受人又は運転者がその責任において適正に装着し、当社はチャイルドシートの装着について一切責任を負わないものとします。

第13条 (貸渡証の交付、携帯等)

当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人（運転者）に交付するものとします。

借受人（運転者）は、レンタカーの使用中心、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。

借受人（運転者）は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとしま

す。

借受人又は運転者は、レンタカーの返還とともに、貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章 使 用

第14条 (管理責任)

借受人（運転者）は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」といいます。）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

借受人（運転者）は、レンタカーを使用する際には、法令、約款、細則、取扱説明書、その他当社が提示する使用方法を遵守してレンタカーを使用するものとします。

第15条 (日常点検整備)

借受人（運転者）は、使用中のレンタカーについて、使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第16条 (禁止行為)

借受人（運転者）は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

① 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。

② レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第7条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。

③ レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。

④ レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。

⑤ 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。

⑥ 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。

⑦ 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。

⑧ レンタカーを日本国外に持ち出すこと。

⑨ その他第7条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

⑩ 飲酒運転を行うことや、当社の承諾を得ることなく、撮影またはイベント等にレンタカーを使用すること。
本条、第17条又は第21条に該当する場合で、刑法に違反する行為があった場合は、当社は法的手続きを開始することがあります。

第17条 (違法駐車の場合の措置等)

借受人（運転者）は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人（運転者）は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車を係る反則金を納付し、及び違法駐車に伴うレンタカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。① 借受人は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人（運転者）に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るともに、レンタカーの運転期間満了時又は当社の指示する時までに取扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示されると、借受人（運転者）はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。② 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。③ 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するともに必要とする書類等を滞滞なく提出すること。第25条 (使用不能による貸渡契約の終了)
使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。借受人（運転者）は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。

故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないと同様とします。

- 故障等が借受人（運転者）及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金を戻し、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 故障等が借受人（運転者）及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金を戻し、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 故障等が借受人（運転者）及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金を戻し、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 故障等が借受人（運転者）及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金を戻し、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 故障等が借受人（運転者）及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金を戻し、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

- 故障等が借受人（運転者）及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金を戻し、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 故障等が借受人（運転者）及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金を戻し、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 故障等が借受人（運転者）及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金を戻し、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 故障等が借受人（運転者）及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金を戻し、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 故障等が借受人（運転者）及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金を戻し、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

借受人（運転者）は、前項に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償 及び 営業補償

第26条 (賠償及び営業補償)
借受人（運転者）は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中心第三者又は当社に被害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損、臭気により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人又は運転者がこれを支払うものとします。借受人（運転者）は、約款第16条（項10）（飲酒運転の禁止）に定める事項に違反して、事故を起した場合は、いかなる理由によってもその責任を免除せず、当社に対して違約金として金30万円を支払うものとします。なお、当該違反の結果、当社に損害が生じた場合には、借受人又は運転者は、別途当該損害を賠償する義務を負うものとします。

第27条 (保険及び補償)

借受人（運転者）が第26条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社が定める補償制度により、次の限度内の賠償金又は補償金が支払われます。

- 対人補償 1名限度額 無制限
- 対物補償 1事故限度額 無制限
- 車両補償 1事故限度額 時価額(免責金額10万円:借受人が負担)
- ※自損事故(単独事故)の場合は車両の損害は担保されません。
- 人身傷害補償 搭乗者1名限度額 3,000万円

保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。貸渡契約に違反した場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる費用×300％
第21条 (不返還となった場合の措置)

1. 当社は、借受人（運転者）が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとり、ます。当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への問い合わせや車両位置情報システムの動作等を含む必要な措置をとるものとします。

第1項に該当することとなった場合、借受人（運転者）は、第26条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借借受人（運転者）の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章／故障、事故、盗難時の措置

第22条 (故障発見時の措置)

借受人（運転者）は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第23条 (事故発生時の措置)

借受人（運転者）は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
①直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
②前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き当社又は当社の指定する工場で行うこと。
③事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要となる書類等を滞滞なく提出すること。
④事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。

借受人（運転者）は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。
当社は、借受人（運転者）の事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。
当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、車載型事故記録装置が装着されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の事故を記録するものとします。

当社は、必要が認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとします。

第24条 (盗難発生時の措置)

借受人（運転者）は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
①直ちに最寄の警察に通報すること。
②直ちに被害状況を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
③盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するともに必要とする書類等を滞滞なく提出すること。

第25条 (使用不能による貸渡契約の終了)
使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

借受人（運転者）は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないと同様とします。

故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないと同様とします。

- 故障等が借受人（運転者）及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金を戻し、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 故障等が借受人（運転者）及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金を戻し、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 故障等が借受人（運転者）及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金を戻し、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 故障等が借受人（運転者）及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金を戻し、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 故障等が借受人（運転者）及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金を戻し、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

借受人（運転者）は、前項に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償 及び 営業補償

第26条 (賠償及び営業補償)
借受人（運転者）は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中心第三者又は当社に被害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。た

だ、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損、臭気により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人又は運転者がこれを支払うものとします。

借受人（運転者）は、約款第16条（項10）（飲酒運転の禁止）に定める事項に違反して、事故を起した場合は、いかなる理由によってもその責任を免除せず、当社に対して違約金として金30万円を支払うものとします。なお、当該違反の結果、当社に損害が生じた場合には、借受人又は運転者は、別途当該損害を賠償する義務を負うものとします。

第27条 (保険及び補償)

借受人（運転者）が第26条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社が定める補償制度により、次の限度内の賠償金又は補償金が支払われます。

- 対人補償 1名限度額 無制限
- 対物補償 1事故限度額 無制限
- 車両補償 1事故限度額 時価額(免責金額10万円:借受人が負担)
- ※自損事故(単独事故)の場合は車両の損害は担保されません。
- 人身傷害補償 搭乗者1名限度額 3,000万円

保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。貸渡契約に違反した場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる費用×300％
第21条 (不返還となった場合の措置)

1. 当社は、借受人（運転者）が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとり、ます。当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への問い合わせや車両位置情報システムの動作等を含む必要な措置をとるものとします。

第1項に該当することとなった場合、借受人（運転者）は、第26条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借借受人（運転者）の探索に要した費用を負担するものとします。

第1項第2号又は第3号に定める保険金又は補償金の免責金額に相当する損害については、特約をした場合を除いて借受人（運転者）の負担とします。

第8章 貸渡契約の解除

第28条 (貸渡契約の解除)

当社は、借受人（運転者）が使用中にこの約款に違反したとき、又は第8条第1項および第2項各号または第16条各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第29条 (中途解約)

借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める中途解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約するを除き、受領済の貸渡料金を戻し、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

借受人は、前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を当社に支払うものとします。

【中途解約手数料＝{(貸渡契約期間に対応する基本料金)－(貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金)}×50％】

第9章 個人情報

第30条 (個人情報の利用目的)

当社が借受人（運転者）の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

- ①道路運送法第80条第1項に基づきレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証等の作成等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
- ②借受人（運転者）に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内。
- ③貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に対し、本人確認及び貸渡契約締結の可否についての審査。
- ④当社の取り扱い商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人（運転者）に対してのアンケート調査。
- ⑤個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成。

第1項各号に定めていない目的で借受人（運転者）の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第31条 (個人情報の登録及び利用の同意)

借受人（運転者）は次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人（運転者）の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報、全し協システムに7年を超えない期間登録すること並びにその情報一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

- ①当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合
- ②当社に対して第17条第5項に規定